

かいほう

東京都公立小学校事務職員会 会報 第171号

http://otegaruhp.com/tokoushouji/html/_TOP/

平成22年 3月25日発行

東京都公立小学校事務職員会

発行 会長 佐藤 和行 (国分寺市立第八小)

編集 広報部長 小野 明 (中野区立塔山小)

〒164-0011 中野区中央1-49-1

TEL 03(3363)0461

広報部 岩瀬たつ子 (世田谷区立中町小)

鈴木 裕美 (三鷹市立羽沢小)

渡部 正徳 (北区立浮間小)

東京都教育委員会へ質問書を提出しました

会長 佐藤 和行

3月8日(月)に都教育庁総務部総務課学校事務人事係を窓口として、東京都教育委員会 教育長あての質問書を提出しました。提出に当たって、質問事項にはすみやかに文書にて回答していただけるようお願いいたしました。

質問書提出までの経過については下記のとおりです。

平成22年1月15日、都教育庁総務部総務課は職員団体に対して、『学校事務職員の標準的職務について(通知)』を情報提供しました。同21日、本会並びに東京都公立中学校事務職員会に対しても、上記情報提供がなされました。

そして、平成22年1月29日には東京都教育委員会教育長名による 21教総総第1669号により、各区市町村教育委員会教育長あてに『学校事務職員の標準的職務について(通知)』が通知されました。

本会では、情報提供を受けた後の1月22日の評議員会、2月5日の研究大会(研究大会時の会長あいさつで経過を話していますのでお読みください)、同日の臨時の理事会での協議を経て、2月16日に臨時評議員会を開催しました。そこでの協議で、各支部内の質問事項を2月26日までに理事会宛に送付していただき、理事会で取りまとめて都教委に質問書を提出していくことを決定いたしました。短い期間でしたが、各支部よりたくさんの質問事項をいただきました。ご協力いただいた各支部に御礼申し上げます。

その後、3月2日の理事会にて質問書の内容を検討いたしました。各支部会員の皆様から寄せられたさまざまな思いの詰まった質問を都教委に伝えたく、理事会で検討した質問事項1ページと、各支部からの質問事項(2~24ページまで、重複する質問はありますが)のすべてを質問書として作成しました。各支部から出された質問について、支部名はA支部、B支部という形に、学校名はA小、B小という形に、質問文中の区市名については本区、本市ではという形に作成しなおしました。この質問書(全文)は、3月12日の評議員会で1部ずつ配布しました。この会報には、前文と1ページ目を掲載いたしました。各支部分を含めると膨大なページ数(前文を含め25ページ)となるため、すべてを掲載することができませんでした。各支部からの質問書全文を知りたい場合は担当副会長に連絡いただければメール配信も可能です。

必要に応じて支部内で増し刷りしたり、各地教委に配布するなどし、「現在都公小事として都教委に質問書を提出し文書による回答を待っている状況であること」を伝えるなど、支部の実情に応じて、有効にご活用いただければ幸いです。

21都公小事発第68号
平成22年 3月 8日

東京都教育委員会
教育長 大原 正行 様

東京都公立小学校事務職員会
会 長 佐藤 和行

「学校事務職員の標準的職務について（通知）」に関する質問書の提出について

日頃から本会活動にご指導ご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、平成22年1月29日（金）に、「学校事務職員の標準的職務について」が通知されました。この通知は、昭和32年9月30日に通知されました本島通達以来、実に半世紀を経た52年ぶりに、東京都教育委員会より出された標準的職務になります。

しかし、都における小中学校事務職員の人事・職務内容は、平成10年度に決定された「東京都区市町村立学校事務・栄養職員人事異動実施基準」、および同年度に都教委が示した事案決定手続きモデルの論議を経て、その後順次、各区市町村教育委員会において事案決定規程が制定されていく過程で「実施細目」という形で大枠は定められてきました。学校における意思決定手続きを明確にするとともに、学校で処理する事案を、事務職員（栄養士含む）と教員（教頭含む）とで区分し、各学校で校務分掌を定める場合に事務職員が担当すべき事項を整理するものでした。この事案決定規程の制定で実質的に本島通達は、その役割を終わったと解されていました。

そこで、今回出された通知ですが、①事前の提示や意見聴取もなく、いきなり決裁された決定事項であるとして「情報提供」という形で示されたこと、②何故どうして、年度末というこの時期に、この内容を出されなければならないのかという明確な説明がないこと、③従来からの校務分掌や事案決定規程での「担当＝起案者」という概念が消失し、極めて曖昧な表現であることなど疑問に思います。

また、今回通知の最大の特徴は、従来副校長が専ら担っていた対外的な折衝事項（「官公庁、PTA、地域各種団体との連絡調整」「支援人材、外部指導員との連絡調整」と、管理職の専権事項として扱われてきた管理業務（人事、サービス、情報管理）を管理職でもなく、その圧倒的多数は管理監督職員（課長補佐・係長級）でもない一事務職員に担わせようとしている点ですが、これについても疑問が残ります。

ここに、この通知文に関して、本会からの質問を別紙のとおり提出しますので、すみやかに文書にてご回答をお願いいたします。

(別 紙)

通知文に関する質問書

- 1) 「教育管理職等の任用・育成のあり方検討委員会最終報告」以降におこなわれたすべてのアンケートの集計結果、すべての検討会でのまとめの文書を提供していただきたい。また、全体計画の中でこの「学校事務職員の標準的職務について」がどういう位置を占めるのかご説明いただきたい。
- 2) 区市町村教育委員会、副校長及び事務職員を対象とした「都費学校事務職員の職務状況に関する調査」のまとめと都教委の評価の文書を提供していただきたい。
- 3) 「副校長の標準的職務」の明示、副校長として担うべき職務についての『執務マニュアル』を明示していただきたい、また、今回通知の事務職員のそれとの整合性、合理性についてご説明いただきたい。
- 4) 「学校運営参画」という概念の具体的な内容を明示していただきたい、また、副校長に対してさえ「学校経営への参画を著しく制限したりする場合がある」校長が存在する現実の中で、「学校事務職員が学校運営に参画するという事」をどのように担保するのかの方策を明示していただきたい。
- 5) 職員会議や運営会議の構成員等は各学校長が決定することとされている学校管理規則との整合性について説明していただきたい。
- 6) 「事案決定規程実施細目モデル」と今回通知との整合性について説明していただきたい。
- 7) 「総括」あるいは「関与」ということばの概念規定及び、その規定と事案決定規程における「担当（起案）」との関係について説明していただきたい。
- 8) 服務に関する事務は、学校管理規則・出勤簿整理規程では管理職である副校長がつかさどる事務となっている。都立学校でも、経営企画課長又は経営企画室長が行うとされている。一般職員に担当させる根拠、諸規定との整合性について説明していただきたい。
- 9) 都教委が各区市町村教委に制定を求めている「私費会計処理要綱」（仮称）との内容的整合性について説明していただきたい。また、私費会計処理を事務職員の職務内容とした場合、「継続して3年を超えて同一職員に分掌させてはならない」という基準と、東京都区市町村立学校事務・栄養職員人事異動実施基準（5年以上勤務で異動、58歳以上は異動除外）との整合性についても説明していただきたい。
- 10) 「自己申告実施要領に基づく組織方針に記載」とされているにも関わらず、自己申告では区別して扱われる管理監督職員と一般職員の区別がされていない根拠、整合性について説明していただきたい。
- 11) 「市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する事務職員の標準的職務」とされているが、この職員は基本配置定数1名であり、この1名が処理する仕事量としての妥当性はどのように調査計測されているのか、その詳細データの明示及び説明をしていただきたい。
- 12) 何故どうして、年度末というこの時期に、この内容を出されなければならないのかという明確な説明をしていただきたい。

第49回 東京都公立小学校事務職員会 研究大会 報告

第49回東京都公立小学校事務職員会研究大会が平成22年2月5日（金）津田ホールにおいて開催されました。

開会式、東京都教育委員会による講演に引き続き、各支部の研究発表が行われ、最後に本部報告および本部研究報告がなされました。本部報告は、当初の予定にはありませんでしたが、都教委からの通知文書を受け、急遽時間を取らせていただきました。

開会式には、ご来賓として、東京都教育庁総務部教育政策室教育政策担当副参事 伊東 哲様、特別区教育長会会長 井出隆安様、東京都公立小学校長会副会長 高橋武朗様、東京都公立中学校事務職員会会長 新井一正様、財団法人 東京都教育公務員弘済会 専務理事 竹内良政様、にご臨席いただきました。

特別区教育長会会長 井出隆安様から、「事務職員の職務を高く評価し、大きく期待する。定型的な事務ばかりでなく、戦略的な企画的な事務が求められ、事務職員の知見が生かされる」というご挨拶をいただきました。東京都公立小学校長会副会長 高橋武朗様からは、「事務職員が教育行政の推進に大きく寄与してきたことに大きな意味がある。教育諸課題の解決や教育諸条件の整備・充実に向け、力強く歩みを進められてきたことに感謝する」というご挨拶をいただきました。今後の教育活動に我々が積極的に力を発揮していくことが大きく求められ、期待されていることを感じました。ご来賓の皆様、ありがとうございました。

【講演】 「東京都教育ビジョン（第2次）に基づく今後の教育施策について」

講師：教育庁総務部教育政策室担当副参事 伊東 哲 氏

（概要）

教育政策室では主な業務として、東京都教育委員会の運営・重要施策の立案・都教委関連予算の予算編成・教育長各部の進行管理（適正に事務執行しているか）・人権教育政策の立案等を行っていますが、本日は、平成22年度の重点政策についてお話しいただきました。まず、東京都教育ビジョン（第2次）に基づく教育施策について、「これまでの取り組みの経過」「学校教育を取り巻く課題」「教育委員会の教育理念」について説明がありました。平成22年度以降の教育政策については、現在主要政策を策定中であり、確定事項ではないということで、資料はありませんが、口頭でご説明いただきました。「新たな学力調査」「小1問題・中1ギャップに対応する加配」「若手教員育成研修」「新教育課程に対応した外部人材の活用」「土曜日の補習授業に対する外部人材の1/2補助」「特別支援教育の第3次計画」「乳幼児期の子育て支援に係る人材の養成研修」「就学前教育の充実のための小学校との交流・連携」「地域教育力として、高齢者・団塊の世代の方々の教育サポート」について、予算面での詳しい提示はありませんでしたが、お話しいただきました。

【研究協議1】 事務職員が関与する調査等の実情について

～大田区立公立小学校の場合～

大田支部

【研究協議2】 『放課後子ども教室』について

立川支部

【研究協議3】 『事務の手引』、10年後の検証

～アンケートに見る各地区の手引きと調布市学校事務のマニュアル～

調布支部

[参加者数：小学校258名、中学校5名、他府県23名 計286名]

（広報部 鈴木 裕美）

会 長 挨拶

会長 佐藤 和行

みなさん おはようございます。

まず 本会第49回研究大会の開催にあたり、大変ご多忙の中、多くのご来賓の皆様のご臨席を賜り開催することができますことに御礼申し上げます。

さて、私達東京の小・中学校事務職員にかかわる動き、状況の中で、今年度の学校事務研究誌に記述しました内容をもう一度お話しします。

一連の動きとして、ひとつには行財政改革実行プログラム実施状況報告（平成20年度）にあります再任用職員の活用により、小中学校事務職員の再任用化が進んでいます。

また、昨年度も記述しましたが、平成20年7月24日に『教育管理職等の任用・育成のあり方検討委員会 最終報告』と『これからの教育管理職等の任用・育成及び職のあり方について 実施状況と今後の実行指針』にある学校事務職員の活用についてです。

この「最終報告」の「小・中学校における学校事務職員の活用」については、平成20年11月に小中学校事務職員対象の「都費学校事務職員の職務状況に関する調査」があり、平成21年1月には東京都教育委員会と本会との意見交換会がありました。

また、9月30日には、小中学校事務職員の活用等に関する検討会より、「小中学校事務職員の学校間支援等に関するアンケート」の依頼がありました。

このように、実行指針に示されたスケジュールに沿って学校事務職員の活用についての検討が進められています。という時点まで記述しました。

その後の新たな動きとして、都教委から、「学校事務職員の標準的職務について（通知）」がされました。

すでに、会員の皆様は、情報を入手していると思いますが、その写しを、今日の研究大会の当日資料として配布いたしました。

1月21日（木）に、本会もこれについての情報提供を受けています。

翌日の22日の都公小事の評議員会の中で、1月29日の指導室課長会議において、通知がなされ、口頭で、4月1日には、実施をということを各地教委に説明されるというのは、都教委は拙速ではないか等々のご意見が出されました。これらを受け、理事会等が開催できていない状況でしたので、会長として都教育庁総務部人事担当副参事に電話をいたしました。

通知文が出されるのは仕方がないが、実施時期については拙速ではないでしょうか。という事。

研究大会での研究協議・理事会・評議員会を通じてだされた質問をたくさんしていきたいと考えています。と伝えました。

質問の内容には日を設定して、説明していただけるという事を確認してあります。

今後、理事会、評議員会等を通じて 質問等を整理して、会員の皆様におはかりしながら進めたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

又、本日の日程の最後に本会の研究部による研究報告がございますが、その最初の部分で、先日の情報提供の内容について報告していきたいと思っております。ぜひ、ご参加いただきお聞きいただきたいと思っております。

このような状況の中にある現在、本会の活動内容、運営についてたくさんの要望が寄せられています。様々な困難な状況がありますが、会員の皆様のご協力のもと、本部、支部の研究活動の推進、会員の職務能力の向上を図り、学校教育、教育行政のより一層の推進のために努力を積み重ねていきたいと思います。以上で、開会のあいさつとさせていただきます。

過去の亡霊が再び徘徊し始めた
－第49回研究大会に参加して－

三鷹市立大沢台小学校 宮堂 譲

学校に事務職員が配置されるようになって以来、職務の明確化は事務職員の“悲願”であった。その為に職務基準を規則等で定めようと試みられた時期もあったが、結局のところこれが実現することはなかった。

しかし、いま考えてみればそれも当然のことだったのかも知れない。多くの仕事がそうであるように、私たちの仕事も地教委事務局の職員や校内の教職員との分担・協働によって成り立っている。事務職員一人の世界で完結する仕事など殆ど無いということを忘れ、事務職員の職務のみを明確化しようとしても、それは極めて困難であろう。一見遠回りなようであっても、他の職員との関係を整理しつつ、事務職員の果たすべき役割を個々の仕事毎に確定していく以外に、職務明確化の手立てはないものと思われる。

こうした観点からすれば、今回の発表で紹介された調布支部の実践（「事務の手引」や“3つのマニュアル”の作成と改訂）などは、職務明確化の具体的取組みの一つと捉えることが出来るだろう。また、他者との関係の中で事務職員の役割を模索しようとしている点において、大田支部や立川支部の取組みについても同様のことが言えそうだ。

翻って、研究大会の場でも話題となった『学校事務職員の標準的職務について』という都教委通知には、失望と憤りを覚えずにはいられない。この通知の目的は、事務職員の校務分掌について校長にフリーハンドを与えようということにある。そして、そのことを通じて、あり方検討委報告が提言した“事務職員の活用”（副校長等の仕事を事務職員に担わせることにより、副校長等の多忙解消を図る）を実現しようというのが都教委の狙いだが、それにしても都教委通知は乱暴かつ無責任に過ぎないか。

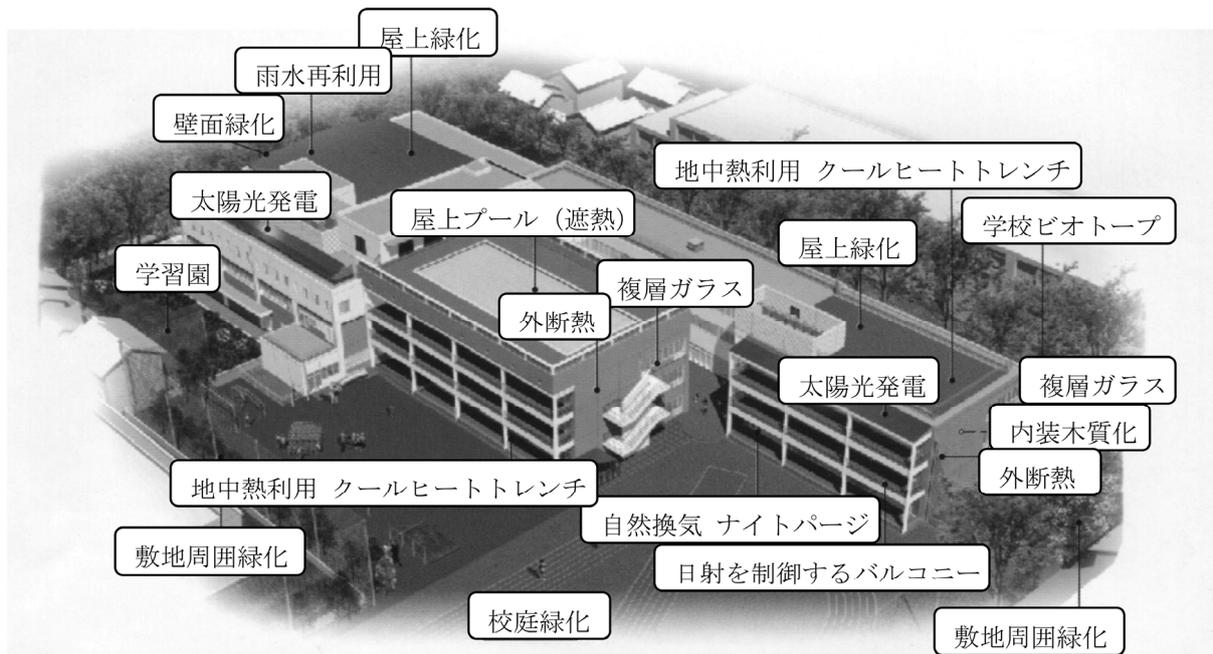
通知に掲載された“標準的職務(別表)”には学校に存在する仕事が殆ど全て列挙されており、これを規程で定めるということは、「“事務職員の仕事については何も定めない”ということを決める」というに他ならない。職務明確化を望んで来た事務職員の気持ちを踏みにじるものであると同時に、職務の明確化に向けて地道な取組みを続けて来た事務職員の努力を水泡に帰させかねないものでもある。

今後の焦点は、都教委よりは私たちに近い存在である地教委が、都教委通知を受けて今後どのように対応するかだ。「職務基準を規則等で定める」という選択をしなかった私たちの経験を活かす時である。

－ 西部ブロック 学校事務研究協議会 報告

渋谷区立幡代小学校 江幡 博明

平成21年10月28日に開催された西部ブロック研究協議会に参加しました。杉並・中野・世田谷・新宿・渋谷の各区より、合計30名ほどの会員が集まりました。荻窪小学校の百木さんの案内でこの3月に完成したばかりの校舎を見学させていただきました。最新の校舎だけあって随所に環境にやさしい設計がなされていました。天然芝の校庭はもちろんのこと、雨水の利用、屋上や体育館屋根、壁面の緑化・外壁断熱、ソーラーパネルなど、未来の校舎を見るようでした。私は最近まで昭和7年に校舎が建てられた学校に勤務していたので、余計に落差を感じました。



荻窪小学校の学校要覧より転載

見学に引き続いて百木さんからお話を伺いました。校舎を取り壊して同じ敷地に立て直すのではなく、新しい敷地に建てたので、3月の卒業式は旧校舎、4月の入学式は新校舎で行うことができたそうです。在学する子供たちにとっては理想的な改築だったでしょうが、春休み中のわずかな期間で新学年準備をしながら引っ越しを行うというのは職員、とりわけ事務職員にとってはたいへんなことだったろうと想像しました。

引っ越しの段取りに限らず、数千万円に及ぶ初度調弁品目の検討（新設校並みに物品を購入したそうです）や、近隣対応など、仕事の一端をうかがっただけでも、その大変さに、ただただ驚くばかりでした。しかし考えてみると、これからは校舎改築のみならず学校の統廃合や小中統合などが多数発生し、だれもが大きな仕事に取り組める心構えを持つ必要がありそうです。たいへんよい勉強をさせていただいた百木さんと杉並区事務職員会の皆さんに感謝しながら帰途につきました。

－ 北多摩ブロック 学校事務研究協議会 報告 －

昭島市立成隣小学校 大津 幸三

平成22年2月12日、当日は午前中雪という極寒の中、7支部より16名の参加により「水の大切さ～東京の水」をテーマに東京都朝霞浄水場を見学しました。

なぜ浄水場見学を選んだかという、私事で申し訳ないですけど・・・娘（20歳超）が水道水を飲めない（飲まない）ことと、最近テレビで「東京水」というコマーシャルで東京の水を水道局が大々的にアピールしているからです。

娘に関して言えば、小さいときから麦茶で育てて（？）しまったからで、考えれば私も浄水器を通した水かペットボトルの水しか飲んでませんね。

少し脱線しましたが、学校で子供たちがおいしそうに水を飲んでる姿は見られないのでは？安心して水が飲めるのだろうか？という点も浄水場を選んだ理由でした。

朝霞浄水場は

- (1) 東京都一大きな浄水場（他10）で、1日170万立方メートルの水道水を造れる。
（東京都で使われる約4分の1）
- (2) オゾン接触池・生物活性炭吸着池の前と後にろ過池を2つ置く「高度浄水処理方式」を採用している。
- (3) ろ過池に太陽光発電設備が設置されている。

が大きな特徴です。

見学について

朝霞浄水場庶務係長の「なぜ東京都の浄水場が埼玉県にあるか？」から家庭の蛇口までを2時間という駆け足での説明ではありましたが、荒川・利根川の水が如何にして家の蛇口に届くかがよく理解できて大変勉強になりました。特にオゾン接触池（オゾンの強い酸化力で、カビ臭やトリハロメタンの元となる物質を分解する）と・・・このような高度浄水技術は世界一であり、「蛇口を回して出てくる水が飲めるなんて国は日本しかありませんよ」と言われた庶務係長の言葉が印象的でした。

・・・・・・ペットボトルの水はその日に飲んだほうが良いとのことでした。

子供たちに、「安心して飲めるよ」と言えそうです。

以上、北多摩ブロックの報告でした。

小中高研究協議小学校分科会に参加して思うこと

板橋区立桜川中学校 鈴木 富一郎

歴史ある小中都立研究大会が、都立学校のやむを得ない都合により今年度限りで、今までの形態での存続ができないと聞き参加した。最近、先人の方々が積み上げてきた歴史（財産）が少しずつ音をたてて崩れていく現状があるのを多くの方が感じていると思う。

府中市立小中学校事務職員会の発表の中で、

- ・ 教育改革の大きなうねりの中、私たち学校事務職員に求められていることは何か。
- ・ 国も地方自治体も財政難にあえいでいるとき、各地教委と学校現場で知恵を出し、限られた予算をより有効に活用する工夫をしていくか考えていかねばならない。
- ・ 財政豊かな時代の産物である事業(目的)別予算管理の枠が細かくなり、柔軟な予算執行が取りづらくなってきている。(府中市では副教材の公費負担も) 等々・・・

また、国、都、各区市町村が掲げる教育ビジョンを達成することも含め、学校を取り巻く環境が大きく変化している現在様々な課題がある。その課題解決のために、私たち学校事務職員の力量が試されている時だと思う。

そして、学校に事務職員が配置されて50年以上が経過し、その途上には同じく様々な環境の変化があり、先人の努力により学校事務という「職」が確立し学校に必要な職員であることを認めさせた。

今まさに、大きな変革期を迎えている時、私たちは歴史ある各小中高学校事務職員会が中心になり、研究、研鑽を重ね今の難局の時をチャンスと考えていきたいものである。

現状では、学校事務職員の職務は、昭和32年の「本島通達」以来明確化されているものがなく今に至っている。今後ますます、「特色ある学校」、「開かれた学校」、「説明・結果責任」が求められ、「信頼される学校づくり」のため“学校現場にいる教育行政職員”が何を果たすべきかを時間をかけても、学校事務職員の仕事は、教育行政職員として学校全体の業務の中でどれが事務職員に適している仕事なのか、そのために何人必要なのか、都・区市町村教育委員会と学校が共通理解の基に考えられた「学校事務職員の職務の標準化(明確化)」を進めることが不可欠と考える。

私たちは、今後も事務の効率的な執行を行い、『少しでも教員が子どもと向き合う時間を増やせるよう』子ども達のために努力していきたい。

☆ 東京都公立学校事務職員研究協議会 第45回研究大会 は、平成21年12月3日(木)、北区の北とびあつつじホールで開催され、下記の研究協議が行われました。

研究協議 ① (都立学校) 「学校事務職員のやりがいと生きがいについて」

元全国公立高等学校事務職員協会会長 殿山 清 氏

研究協議 ② (小学校) 「学校財務のアドミニストレーター(管理者)を目指して」

府中市公立小中学校事務職員会

研究協議 ③ (中学校) 「学校施設の安全と事務職員」

世田谷区立中学校事務職員会

(広報部 岩瀬 たつ子)

愛惜に十分なる顧慮を払うべし

前会長 丹治 益栄

読んでの通り随分と古い言い回しですが、組織運営の管理監督者に対して与えられた教範中の言葉です。忙しさが喧伝される中で、多くの職場で忘れ去られているようにも思えます。

事務職員は学校職員の不可欠の一部であり、各職種の協同により学校目標を達成する使命を持っている訳ですが、安心して業務に専念するには不明確な指示や達成成算が見込めない指示による無用な消耗を避けさせる必要があります。いざという時の余力も必要でしょう、そういったなかで最終目標達成に向けた管理者の心構えの再確認が肝要と思われれます。

今回の『標準的職務(通知)』も、かつて1998(平成10)年度に各区市町村単位で『事案決定規程』検討を進めたように、またも業務範囲の再検討が予想されます。

思えば近年の教育改革、それは1984(昭和59)年8月の臨教審設置法から始まり、既に四半世紀に及んでいます。

数々の教育改革提言、それも不完全な検討結果での「テスト」の連続は、確実に組織の疲弊をもたらしている。

であればこそ、成算の見込める対応が強く求められています。

「出典&根拠」

引用出典：独逸陸軍『軍隊指揮1936』より：歴史群像 No.89 08/06月号 P106

原文「軍隊の愛惜に十分なる顧慮を払うべし」

(独逸陸軍/戦術教範 第278(条))：歴史群像 No.94 09/04月号 P106

教範：軍隊では、行動の指針となる基本的な思想や原則、準拠すべき方針からなる教義(いわゆるドクトリン_Doctrine)にもとづく(具体的)模範。通常は条文で列挙。

愛惜：(あいじゃく/あいせき)；惜(お)しんで大切にすること。

顧慮：気にかけること。

喧伝：かまびすしく云い伝えること。

成算：成し遂げるみこみ。

*文中「管理者の心構え」には、都教委/市区町村教委/校長を含んだ意味です。

—編集後記—

今年度も、「かいほう」をお読みいただき、ありがとうございました。

『学校事務職員の標準的職務』の通知を、皆さんはどのように受け止められたでしょうか。

教員や保護者の方がこの通知を読まれたら、どのような感想を持たれるでしょうか。

両手で抱えきれない多種多様な仕事が、指の間からぼろぼろと零れ落ちていく虚しさを、仲間内で共有しているだけでは、今度の事態は打ち開けないようです。

来年度も、「かいほう」をよろしく願います。

(広報部長 小野 明)